



人権啓発課
☎32-1708 FAX 32-0110
✉jinkenkeihatsuka@city.uki.lg.jp

「男女共同参画相談室らいふ」 ～新たな一歩を踏み出すために～

「男女共同参画相談室らいふ」は性別にとらわれない自由な生き方の選択と人権を尊重した総合相談窓口です。相談は無料で、秘密は厳守します。性別を問わず誰でも相談できるので、一人で悩まず気軽に電話してください。

電話相談
☎(金) 9時30分～16時
☎(土) 9時30分～19時30分

女性弁護士による法律相談(女性対象、予約制)
第3☎ 13時～16時
(受付15時30分まで)

相談・予約 ☎096-333-2666
☎のみ
☎096-355-2223



女性人材リスト登録者を募集しています

市では、市内で活躍する女性を登録し、市が実施する講座や研修会の講師、審議会や委員候補として推薦しています。

あなたの能力を市の施策に生かしてみませんか。



対象 市在住の20歳以上の女性で次に該当する人

- ・市政に関心があり、社会活動や地域の発展に熱意を持って貢献できる人
- ・仕事、研究、芸術、スポーツなどのあらゆる分野で専門的な知識や活動実績のある人または有識(資格)者



消費者トラブル 注意報
商工観光課 ☎32-1604

折り畳み式踏み台に注意

事例 折り畳み式踏み台につかまり立ちをしていた乳児が、踏み台の隙間に指の先端を挟んで切断する事故が発生。同様の事例が多く寄せられています。

消費者へのアドバイス

- ・可動部などの挟まる部分が少ない、一体構造や組立式の商品を選択することを検討しましょう。
- ・踏み台を使用するときは隙間に手指を挟まないよう注意しましょう。
- ・乳幼児が折り畳み式踏み台に触れないよう、管理・保管しましょう。



相談は **宇城市消費生活センター ☎33-8277** へ

かしこくみんなの 年金学
熊本東年金事務所 ☎096-367-2503
医療保険課 ☎32-1417

年末調整や確定申告で使用するまで 控除証明書は大事に保管を

社会保険料控除対象 その年の1月1日から12月31日までに納付した保険料全額

控除を受けるには「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」の添付または提示が必要です。

控除証明書は、日本年金機構から11月上旬(10月1日以降に今年初めて納付した人には、令和4年2月上旬)までに送付されます。



相談は年金加入ダイヤル ☎0570-003-004 へ

みんなで学ぼうじんけん

生涯学習課 ☎32-1934



本田博通地域人権教育指導員が学校で働いていた経験などから「じんけん」の今をお伝えします



全国水平社創立100年

緑鮮やかな田園風景がスクリーンいっぱい広がります。冒頭は、主人公瀬川丑松のわずかなセリフと、葛藤を隠すかのような無表情のアップ。間宮祥太郎演じる丑松の凛とした透明感に、背筋が伸びます。全国水平社創立100年を記念して製作された映画「破戒」。全国水平社は部落差別を自らの闘いでなくすためにつくられた全国組織です。その創立大会で「人の世に熱あれ、人間に光あれ」と締めくくられた「水平社宣言」は、部落問題だけでなく社会に存在する、あらゆる差別からの人間解放を謳い、日本で最初の人権宣言として社会の教科書でも取り上げられています。「破戒」は部落出身という出自を隠し通せと父親から戒めを受けた小学校教師の丑松が、身の周りで起こるあらゆる差別に心を乱しながらも、一つの決意を固めていくという島崎藤村の小説です。

2022年は全国水平社が創立されて100年という節目の年でした。全国水平社は戦後、新しい組織に受け継がれ、広く市民運動とも手をつなぎながら人権と平和の確立に向け、多くの役割を果たしてきました。しかしながら、インターネット・SNSなどで流布される差別情報やあらゆるヘイトスピーチ・ヘイトクライム、あるいは近年の感染症流行を契機とする偏見・差別など、悪質な差別事件は今もなおあります。先日、水平社博物館館長の駒井忠之さんが、こんな話をされました。「脳科学の世界では、脳は否定的なことを覚えます。野球で「低めの球には手を出さない」と指示を与えるより「高めの球を狙っていこう」と伝える方が行動が積極的になる。同じように「差別をしてはいけない」という言葉も意識付けとして大切だけれど、脳が行動に結び付けるには「……」と肯定形に直すことが必要です」。なるほど、さて、あなたなら「……」にどんな言葉を入れま

郷の記憶をたどる

文化スポーツ課 ☎32-1954

私たちが暮らす宇城市の郷土にまつわるさまざまな文化の魅力を発信します



郷土資料館



開館時間 10時～17時
休館日 月・木曜(祝日の場合はその翌日)
住所 豊野町糸石3818 ☎45-2102

県指定重要文化財 木造十一面観音立像

鎌倉期の剛健さがうかがえる木造十一面観音立像は、昭和36年に県の重要文化財として指定され、小川町の長谷寺に本尊としてまつられています。



木造十一面観音立像

像は、高さ1.3m、ヒノキ材による寄木造(頭部・胴身部からなる主要部を二材以上の木を寄せ合わせて造るもの)で、頭上に10の顔を持っています。また、髪、眼、唇にのみ彩色が施され、左手に水瓶を持ち、右手は膝前まで垂らされています。この観音立像は、1127(大治2)年に奈良県の長谷寺にある十一面観音が勧請(神仏の分霊を迎えること)されたもの。快慶による作と伝わっていますが、像に見ら

れる表現は、鎌倉時代後半の作風であることから、現在では別人によるものと考えられています。また、現在長谷寺にある十一面観音菩薩立像は、錫杖(僧・修験者が持ち歩く杖)を持っており、これも長谷寺の像と異なる特徴です。

しかし、地域の伝承からは、長谷寺の十一面観音菩薩にあやかった信仰が、熊本まで広がっていたことがよく分かります。

11の顔で全方向を見守る観音菩薩は、現世での利益と来世での果報をもたらすとされています。

ぜひ、皆さんもご覧ください。



所在地 小川町中小野